

平成 23 年度

省 工 不 大 賞

【地区発表大会】

【受賞者発表大会】

応 募 要 領

(<http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html>)

主催：財団法人 省エネルギーセンター 後援：経 済 産 業 省

< 目 次 >

応募要領	
1. 目的	1
2. 応募対象	1
(1) 応募対象	
(2) 区分	
3. 応募方法	2
(1) 応募者資格	
(2) 申請書類の提出方法	
(3) 応募期間	
(4) 提出先及び問い合わせ先	
(5) その他	
4. 審査方法	3
(1) 審査委員会及び審査方法	
(2) 審査評価項目	
(3) 審査スケジュール（予定）	
(4) 審査結果の発表等	
(5) 審査経過に関する問い合わせ	
5. 表彰・広報	5
(1) 表彰	
(2) 広報	
6. その他留意事項	5
中小企業者の定義	6
応募申請書類作成要領	7
1. 応募申請書	
2. 応募者概要 連絡先	
3. 応募内容説明書 1. 概要説明書 及び 2. 詳細説明書	
4. 応募要件確認書	
5. 応募予定票	
6. 提出について	
応募申請書	
【様式 1】 応募申請書	8
【様式 2】 応募者概要・連絡先	9
【様式 3-1】 省エネ大賞（省エネ事例部門）応募内容説明書	10
【様式 3-2】 省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）応募内容説明書	16
【様式 4】 応募要件確認書	23
【様式 5】 応募予定票	24
【参考資料 1】 省エネ事例部門 評価項目の記載要領	25
【参考資料 2】 製品・ビジネスモデル部門 評価項目の記載要領	26

平成 23 年度 省エネ大賞 応募要領

このたびの東日本大震災の影響を受け、東京電力、東北電力管内では発電能力が低下し電力が逼迫しています。この電力供給不足に対応するため、国、自治体、電力会社、産業界、一般消費者等が電力需要抑制に取り組んでいるところです。

このような状況下、節電・省エネは益々、重要度を増しております。本表彰制度では、工場、事業場等の優れた省エネの取組に加えて、ピーク電力の抑制・ピークシフト活動を含めた節電も表彰対象としております。

1. 目的

本事業は、国内の産業・業務・運輸部門に属する企業、工場、事業場等の省エネルギーを推進している事業者及び省エネルギー性に優れた製品を開発した事業者の活動を発表大会で広く共有するとともに、優れた取組を行っている事業者を表彰することにより、省エネルギー意識の浸透、省エネルギー製品の普及促進、省エネルギー産業の発展及び省エネルギー型社会の構築に寄与することを目的とするものです。

2. 応募対象

(1) 応募対象

国内の産業・業務・運輸部門に属する企業、工場、事業場等の省エネルギーを推進している事業者及び省エネルギー性に優れた製品又はビジネスモデルを開発した事業者を対象とします。

ここで事業者とは、企業、工場、事業場、グループ及びこれらを支援する企業等とします（自治体、教育機関等を含む。）。

なお、同一年度に経済産業省主催の「ビルの省エネルギー推進表彰」、「省エネコンテスト」、（社）日本機械工業連合会主催の「優秀省エネルギー機器表彰」、（財）新エネルギー財団主催の「新エネ大賞」及びグリーンIT推進協議会主催の「グリーンITアワード」との重複応募はできません。

(2) 区分

応募対象区分は、次に掲げる区分とします。該当する区分を選択して応募下さい。

1) 省エネ事例部門

工場・事業場等における次に掲げる節電・省エネ活動を推進している事業者を対象とします。

- ① 企業全体としての節電・省エネ活動
- ② 工場等の生産技術や製造プロセスの開発、改善等による節電・省エネ活動
- ③ 高効率機器や管理システム等の導入による節電・省エネ取組
- ④ 業務用施設（事務所、商業施設、宿泊施設、情報通信施設、医療施設、教育施設等）における節電・省エネ活動
- ⑤ 設備の運用改善、高効率コージェネレーションシステム等の導入によるピーク電力抑制・ピークシフト活動
- ⑥ オーナー、テナント等のビル全体で一丸となった節電・省エネ取組、ピーク電力抑制・ピークシフト活動
- ⑦ 輸送、物流関連における省エネ活動
- ⑧ 地域や近隣施設における有機的な連携による節電・省エネ活動
- ⑨ 他事業者（ESCO 事業者等）との連携による節電・省エネ取組

2) 製品・ビジネスモデル部門

消費者又は事業者が、原則、平成23年9月末までに国内で購入可能な次に掲げる優れた省エネルギー性を有する製品（要素製品及び資材・部品を含む。）（※）又は省エネルギー波及効果の高いビジネスモデルを開発した事業者を対象とします（下記参照）。

※製品が省エネ法の特定機器又は国際エネルギースタープログラム機器に該当する場合、製品の省エネルギー性能がそれぞれの目標基準値に著しく達していない場合は対象外となります。

- ① 家庭用エネルギー消費製品
- ② 業務用施設（事務所、商業施設、宿泊施設、情報通信施設、医療施設、教育施設等）用エネルギー消費製品
- ③ 物流、自動車関連エネルギー消費製品
- ④ 高効率コージェネレーションシステム等
- ⑤ エネルギー運用管理・サービス等のビジネスモデル

3. 応募方法

(1) 応募者資格

- 1) 国内の産業・業務・運輸部門に係る事業者。
- 2) 応募要件確認書（23ページ参照）に掲げる応募要件を遵守していることが条件となります。

(2) 申請書類の提出方法

応募申請書類作成要領（7ページ参照）に基づき、表1～3に掲げる様式1～4の応募申請書類を作成し、下記の方法で提出して下さい。

「正本1部と副本7部（正本の白黒両面コピー）と電子媒体（CD-R等）（※）」一式を(3)に定める応募期間内に簡易書留、宅配便、又は直接持参にて、省エネ大賞事務局宛（(4)参照）に提出して下さい。

なお、電子媒体については、省エネ大賞事務局宛電子メールに電子文書を添付して送付することも可能です。ただし、通信文を含めて5MBを超えたものは受信できません。

※ 様式1～3：Wordファイル（Microsoft Word2003年版）

様式4：捺印後、画像化したPDFファイル

共同で活動を行っている場合は、共同応募も可能です（例えば、ESCO事業者や国内クレジット制度の共同実施者、その他関連事業者等との共同応募）。

様式5の応募予定票は、応募概要の事前把握及び応募相談に応じるための参考資料としますので、(3)1の期日までにE-mail又はFAXで提出するようお願いします。なお、当該期日までに様式1～4の応募申請書類が提出されている場合は応募予定票の提出は不要です。

各書類の様式は、当センターのホームページ（<http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html>）からダウンロードできます。

【ダウンロードファイル一覧】

表1 省エネ大賞（部門共通）応募申請書類（Word）

様式	名称
様式1	応募申請書
様式2	応募者概要・連絡先
様式4	応募要件確認書
様式5	応募予定票

表2 省エネ大賞（省エネ事例部門）応募申請書類（Word）

様式	名称
様式 3-1	応募内容説明書

表3 省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）応募申請書類（Word）

様式	名称
様式 3-2	応募内容説明書

(3) 応募期間

1) 応募予定票（様式 5）

平成 23 年 6 月 10 日（金）日処

2) 応募申請書類（様式 1～4）

平成 23 年 6 月 1 日（水）～7 月 20 日（水）（必着）

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀

財団法人 省エネルギーセンター 省エネ大賞事務局

TEL : 03-5543-3020、FAX : 03-5543-3021、E-mail : taisho@eccj.or.jp

(5) その他

応募申請費用は無料です。ただし、応募申請書類作成費用、送料等は負担下さい。また、応募申請書類及び CD-R 等の電子媒体は返却しません。

4. 審査方法

(1) 審査委員会及び審査方法

当センター内に学識経験者等から構成される「審査委員会」及び当センターの有識者等から構成される「事前選考委員会」を設置して、次に掲げる順序で厳正に審査し、選考します。

1) 事前選考（書類審査）

事前選考委員会委員が応募内容説明書を査読して評価した結果をもとに、審査委員会が地区発表大会の発表対象案件を選考します。

2) 地区発表大会における審査

- ① 地区発表大会は、東日本地区（東京会場）と西日本地区（大阪会場）の2箇所にて公開で開催します。
- ② 地区発表大会の発表対象の応募者には、前述のいずれかの地区で発表していただき、審査委員会委員（以下「審査員」という。）が、応募内容説明書の内容と発表内容を審査します。
- ③ 地区発表大会の発表対象案件として選考された応募者には事前に通知します。選考された応募者は発表資料（PowerPoint2003年版）の作成をお願いします。なお、作成枚数は発表時間内で収まる枚数として下さい。また、発表資料は図、グラフ、写真等を活用し、不整合なく分かりやすく出来るだけ定量的に表現するようにして下さい。発表は、発表資料をプロジェクターで映し、説明していただきます。
- ④ 発表時間は15分以内、質疑応答時間は5分程度とします。

- ⑤ 省エネ事例部門の応募内容説明書と製品・ビジネスモデル部門の発表資料（③の資料）は事例集として公開されますので、その旨を御承知下さい。
- ⑥ 地区発表大会において、プレゼンテーション技術に優れた発表者（事業者）を発表日ごとに「優秀プレゼンテーション賞」として5件程度表彰します。なお、本表彰を受賞者のCSR報告書等でPRに用いることが可能です。また、本表彰は表4（5ページ参照）に掲げる表彰候補選考の参考として取り扱います。
- ⑦ 地区発表大会の聴講及び地区発表大会資料は有料とします。
- 3) 現地確認審査（表彰候補案件のうち、一部の案件が対象です。）
 - ① 審査員が事務局とともに現地に出張して確認します。
 - ② 現地確認審査対象者には事前に通知しますので、現地確認審査の準備をお願いします。
 - ③ 現地確認審査時点の応募要件遵守状況について応募要件確認書（様式4）で説明していただきます。
 - ④ 現地確認審査費用の一部（1件につき3万円（ただし、中小企業者の場合、2万円））を負担していただきます。
（以下は、製品・ビジネスモデル部門が対象です。）
 - ⑤ 製品・ビジネスモデル部門の現地確認審査の対象になった場合、現物を次の観点から確認します。
イ. 仕様（書類と現物の照査）、ロ. 性能測定、ハ. 動作状況、ニ. 製造プロセス、ホ. 品質マネジメント、ヘ. 出荷・販売実績
 - ⑥ 事前に現地確認審査要領書の作成と現地確認審査当日は、現地確認審査要領書に基づく自主確認結果報告書の提出をお願いします。
 - ⑦ 製品等を構成するにあたり、新部材等を見えない箇所に使用している場合、製造工程において確認する場合があります。
- 4) 自主確認報告書の提出について
製品・ビジネスモデル部門の表彰候補案件のうち、一部の案件について、3)③に掲げる応募要件確認書（様式4）と3)⑤に掲げる自主確認結果報告書の提出をお願いする場合があります。

(2) 審査評価項目

- 1) 省エネ事例部門
 - ①先進性・独創性、②省エネルギー性、③汎用性・波及性、④改善継続性の観点から総合的に審査します（参考資料1（25ページ）参照）。なお、②省エネルギー性を最重要視しています。
- 2) 製品・ビジネスモデル部門
 - ①開発プロセス、②先進性・独創性、③省エネルギー性、④省資源性・リサイクル性、④市場性・経済性、⑤環境保全性・安全性の観点から総合的に審査します（参考資料2（26ページ）参照）。なお、①開発プロセスと②省エネルギー性を重要視しています。
- 3) 両部門とも、地区発表大会では、上記評価項目に加え、プレゼンテーション技術も評価項目とします。

(3) 審査スケジュール（予定）

- 1) 事前選考（書類審査） : 8月
- 2) 地区発表大会における審査 : 10月
- 3) 現地確認審査 : 11月

(4) 審査結果の発表等

- 1) 審査結果の発表 : 平成24年1月中旬

- 2) 当センターのホームページで公表し、受賞者に通知します。また、選外となった応募者にも、その旨を通知します。

(5) 審査経過に関する問い合わせ

審査期間中(応募受付から審査結果発表まで)の審査経過に関する問い合わせは、一切受け付けできません。

5. 表彰・広報

(1) 表彰

- 1) 審査により特に優秀と認められる応募に対して、下表に掲げる表彰種別で表彰し、賞状を授与します。

表4 表彰種別と表彰数(予定)

部門	経済産業大臣賞	資源エネルギー庁 長官賞	中小企業庁 長官賞(※)	省エネルギーセンター 会長賞	審査委員会 特別賞
省エネ事例	3件以内	5件以内	1件程度	10件程度	1件程度
製品・ビジネスモデル	3件以内	3件以内	1件程度	7件程度	1件程度

※中小企業庁長官賞は、中小企業者の定義(6ページ参照)に該当する中小企業者(共同で応募する場合、共同応募者も中小企業者であることが条件となります。)の中から選考されます。

- 2) 表彰式は、平成24年2月開催のENEX展会場(東京)で実施する予定です。

(2) 広報

- 1) 被表彰案件については、当センター発行の月刊誌「省エネルギー」に掲載する等の広報を行います。なお、掲載料は不要ですが、原稿の執筆等に御協力いただきます。
- 2) 製品・ビジネスモデル部門の被表彰案件については、表彰案件の概要等のパネルを平成24年2月開催(予定)のENEX2012「第36回 地球環境とエネルギーの調和展」(東京)で展示する予定です。展示費用は不要ですが、展示パネルの作成等に御協力いただきます。
- 3) 被表彰案件については、表彰式に併せて開催する受賞者発表大会で発表していただきます。発表は、パワーポイントで作成された原稿をプロジェクターで映し、解説をしていただきます。
- 4) 省エネ事例部門の応募案件については、できる限り当センターのホームページ等に掲載し、普及広報することがあります。また、製品・ビジネスモデル部門の被表彰案件の3)の発表資料(パワーポイントで作成された資料)についても当センターのホームページ等に掲載し、普及広報することがあります。
- 5) 製品・ビジネスモデル部門の被表彰案件について、製品等のコマーシャルに「省エネ大賞受賞マーク」を使用する場合には、受賞マーク使用料1件当たり30万円(ただし、中小企業者の場合、10万円)を御負担いただきます。また、その際は「省エネ大賞受賞マーク」の適正な表示のため、当センターが規定する「受賞マーク使用規定」を遵守して、各受賞企業に責任をもって管理していただきます。

6. その他留意事項

- (1) 応募案件は3. (1)の要件を満足していることが条件です。なお、応募申請書類受付後、逐次、審査結

果決定時点まで、応募要件を満足しているかどうかについて確認を行います。3. (1)の要件を満足していないことが判明した場合には、原則として応募が無効となりますので御注意下さい。

3. (1)の要件を満足していないことが判明した場合、又は応募者の所属している組織（企業等）で何らかの社会的問題が発生した場合は、速やかに事務局に御連絡下さい。

- (2) 表彰決定後等に、本表彰の目的を損なうような行為、応募内容に関する虚偽の記載等の不正行為が判明した場合には、受賞の取り消し等を行うことがあります。このような場合、その後一定期間応募をお受けしないことがあります。
- (3) 応募申請書類及び審査時に応募者から得た情報は、本事業の目的外に使用しません。ただし、省エネ事例部門の応募内容説明書と製品・ビジネスモデル部門の発表資料（パワーポイントで作成された資料）は、発表大会資料及び当センターホームページ等で公表することがあります。
- (4) 本表彰事業の効果の確認を目的として、製品・ビジネスモデル部門の受賞企業に対して受賞製品・ビジネスモデル等の販売実績等について、受賞年から3年間、4月に事務局に御報告下さい。それ以前に製造中止する場合は、その時期を御報告下さい。

中小企業者の定義

中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する以下の法人又は個人事業者をいいます。

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものを除きます。）	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小 売 業	5,000万円以下又は50人以下

注) 業種は、主たる事業として営む事業。

資本金は、資本の額又は出資の総額。

従業員は、常時使用する従業員。

ただし、以下の者は中小企業者の対象から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（注）が所有している中小企業者。
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ 大学

応募申請書類作成要領

1. 応募申請書 (様式 1)

- ・ 応募申請を正式に受理し、登録するための資料です。
- ・ 応募テーマ名については、応募案件に関する省エネルギー活動に適切な名称を付け、記載下さい。
- ・ 異なる組織が共同して省エネルギー活動を行っている場合等複数の組織で申請する場合は、当該複数の組織名を記入下さい。
- ・ 様式 1 は企業等の代表者印（工場長、事業所長、部門長印も可能とします。）を捺印して下さい（電子文書は代表者印不要です。）。

2. 応募者概要・連絡先 (様式 2)

応募案件毎に連絡先担当者を 1 名記載下さい。役職等にこだわらず、事務局の問い合わせ等に対して的確、迅速に対応可能な方を選出して下さい。

3. 応募内容説明書 (様式 3-1 又は 3-2)

審査委員が書類審査を行うための資料です。ページ数は、「1. 概要説明書」が 2 ページ、「2. 詳細説明書」は補足資料込みで 8 ページ以内です。審査は、有識者による審査委員会において慎重かつ厳正に行いますが、短期間に多数の応募を審査しますので、できるだけ分かりやすく記載するようお願いします。なお、応募内容説明書は白黒印刷でも判別可能な形式で作成して下さい。また、「1. 概要説明書」は、次項の「2. 詳細説明書」に記載した内容の中で、特に重要な点を抽出して簡潔に分かりやすくまとめて下さい。

「1. 概要説明書」（省エネ事例部門）の企業、事業場概要の記入の仕方は、企業、企業グループ、工場、グループ等の応募者により事情が異なりますが、概要が分かるような説明書きに置き換えて記述して下さい。

「2. 詳細説明書」は、応募部門の評価項目の記載要領（参考資料 1 又は 2）を参考に出来るだけ 8 ページ以内で作成するようにして下さい。なお、製品・ビジネスモデル部門に限って、所定枚数内で表現しきれない場合は、補足資料等（4 枚以内）の添付を可能とします。

応募内容説明書の各ページの下（フッター）中央に連番でページ番号を入れて下さい。

4. 応募要件確認書 (様式 4)

企業等の社会的責任を明確にするために、応募時に企業等の代表者印（工場長、事業所長、部門長印も可能とします。）を捺印して下さい。

5. 応募予定票 (様式 5)

必要事項を記載の上、E-mail または FAX にて事務局に送付して下さい。

なお、応募予定票は応募概要を事前に把握し、応募の記載に関する相談等に対応するためのものです。当該期日までに様式 1～4 の応募申請書類が提出されている場合は不要です。

6. 提出について

応募申請書類（上記の様式 1～4）の正本 1 部と副本 7 部（正本の白黒両面コピー）と電子文書（様式 1～3 は Word データ、様式 4 は捺印後 PDF データに変換したもの）を提出して下さい。

省エネ大賞 応募申請書

平成 年 月 日

財団法人 省エネルギーセンター

会長 南 直哉 殿

(応募者) 住所 〒

会社名等

代表者

(氏名)

(印)

* 2 社以上で応募する場合は、応募者を併記するか別紙に記載して下さい。

平成 23 年度 省エネ大賞に下記の件に応募いたします。

応募テーマ名：

応募区分：1) 省エネ事例部門 () 2) 製品・ビジネスモデル部門 () ←いずれかに○印を記載
中小企業者に該当 () ←該当の場合は○印を記載

製品・ビジネスモデル部門に応募の場合は、下記の事項を記載して下さい。

応募対象種別：製品 () ビジネスモデル () ←いずれかに○印を記載

製品名：

型式・型番：

省エネ法上の特定機器 (トップランナー制度対象製品) に該当 () ←該当の場合は○印を記載

特定機器名： ←該当の場合は特定機器名を記載

省エネルギーセンター受付 (事務局記載欄)

受付年月日 平成 23 年 月 日	登録番号
備考	

応募者概要・連絡先

事務局記載 登録番号 -

応募テーマ名			
応募区分		部門	
応募者概要・連絡先 (代表)	会社名等	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス (※1)		役職
	資本金 (※1)		E-mail
	従業員数 (※1)		TEL
	中小企業者 (※2)		FAX
	備考		住所 〒
応募者概要・連絡先 (共同)	会社名等	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス (※1)		役職
	資本金 (※1)		E-mail
	従業員数 (※1)		TEL
	中小企業者 (※2)		FAX
	備考		住所 〒
応募者概要・連絡先 (共同)	会社名等	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス (※1)		役職
	資本金 (※1)		E-mail
	従業員数 (※1)		TEL
	中小企業者 (※2)		FAX
	備考		住所 〒
現地確認審査候補地	会社・事業所・建物名等		
	住所	〒 最寄駅名： 最寄駅から 分 (交通手段： 利用)	
連絡先	部署：	現地担当者：	
	E-mail：	TEL：	FAX：

※1 地方自治体等の場合、記載不要

※2 中小企業者に該当する場合、“該当”と記載、該当しない場合は“該当しない”と記載。

省エネ大賞(省エネ事例部門) 応募内容説明書

1. 概要説明書 (2 ページ以内)

事務局記載 登録番号 -

応募テーマ名 : _____

応募者 : _____

中小企業者 (※1) : _____

※1 中小企業者に該当する場合、“該当”と記載、該当しない場合は“該当しない”と記載

1.1 企業、事業場概要	
業 種	
主要製品・サービス (※2)	
<当該工場・事業場概要> 概要イメージを表すもので、他の事項に置き換えても結構です。	
<small>(注：企業単位での応募の場合は、第一種エネルギー管理指定工場、第二種エネルギー管理指定工場の該当数を記載。また、工場、事業場単位での応募の場合は、第一種エネルギー管理指定工場、第二種エネルギー管理指定工場又は非指定工場のいずれかを記載。)</small>	

※2 地方自治体等の場合は、記載不要です。

<p>1.2 エネルギー管理体制 (注：応募事例に係る工場(事業場)のエネルギー管理体制(エネルギー管理統括者等)、役割分担等について記載下さい。また、他事業者(ESCO事業者等)との連携による取組の場合は、連携体制、役割分担等について記載して下さい。)</p>
--

(1) 省エネルギー活動の概要(注：今回応募対象となる省エネルギーに関する取り組みの概要（全体像）についてまとめて下さい。)

(2) 省エネルギー活動の特長(注：評価項目である①先進性・独創性、②省エネルギー性、③汎用性・波及性、④改善持続性について、詳細説明書の記述から最も重要な要点のみを分かりやすく記載して下さい。)

2. 詳細説明書（補足資料を含めて8ページ以内）

2.1 省エネルギー推進するための背景、経緯及び目的（注：現状の企業、事業所として問題としている点を述べ、社内等の体制、現状把握、現状分析等を分かりやすく記載して下さい。）

2.2 改善内容（注：問題としている現状の状況を踏まえ、解決すべき項目について、図等を用いて分かりやすく記載して下さい。）

2.3 省エネルギー活動の実施内容

① 先進性・独創性 (P25 参考資料1 記載要領を参照して記載して下さい。)

当該項目は、工場、事業場等の活動が、省エネルギーに関わる斬新的で独創性に富んだ取組であることを評価します。他の取組とは異なる点、従来の発想とは異なる点を中心に記載して下さい。

② 省エネルギー性 (P25 参考資料1 記載要領を参照して記載して下さい。)

当該省エネルギーに関する取組による省エネルギー量及び当該取組前後のエネルギー消費量の変化の度合い(削減率)が分かるよう、可能な限り、定量的に記載して下さい。正確に定量的に記載されているものを、適切なエネルギー管理がなされているものと捉え、より高く評価します。

ESCO 事業の場合は、契約方式、ESCO 契約年数、省エネルギー量(保障値と実績値)を記載して下さい。

(注1) エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げる URL の換算係数を使用して下さい。

省エネ法 A to Z - エネルギー計算システム

(<http://www.enecho-shoeneho.jp/support/enekaku-setubi.html#point/calc.html>)

(注2) 電気事業者別の CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

電気事業者別の CO₂ 排出係数 (2009 年度実績) (平成 22 年 12 月 27 日公表)

(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/list_ef_eps.pdf)

(注3) CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/itiran.pdf>)

③ 汎用性・波及性 (P25 参考資料1 記載要領を参照して記載して下さい。)

当該項目は、当該取組が他の組織でも活用できる普遍的な取組であり、同業種のみならず、他業種でも活用でき、また、経済的メリットがあるかが評価ポイントです。

どのような組織でも汎用可能な取組であり、費用対効果に優れていることについて、可能な限り、定量的（設備の改修等の場合は投資回収年数等の数値）に記載して下さい。

④ 改善持続性 (P25 参考資料1 記載要領を参照して記載して下さい。)

当該項目は、エネルギー消費実態を把握して管理標準等の継続的な改善活動（PDCAサイクルによるスパイラルアップ等）の実施によるエネルギー消費量削減成果、改善内容が評価ポイントです。当該取組の実施期間とそれによる成果（省エネルギー性に関しては、②以外の、従業員の意識の変化等当該取組により付随して生じた成果などを記載して下さい。）と今後の中長期的な計画（高い数値目標とその実現可能性）等について記載して下さい。

⑤ **特許等、受賞歴、発表**(本事例に関する特許の出願、取得状況、表彰等の外部評価及び学会、新聞等への発表がある場合は、それらの状況を記載して下さい。)

省エネ大賞(製品・ビジネスモデル部門) 応募内容説明書

1. 概要説明書 (2 ページ以内)

事務局記載

登録番号

-

応募テーマ名： _____

応募対象種別：製品 () ビジネスモデル () ←いずれかに○印を記載

応募者(企業名、団体名)： _____

中小企業者(※1)： _____

※1 中小企業者に該当する場合、“該当”と記載、該当しない場合は“該当しない”と記載

市販開始年月日：平成 年 月 日

1.1 概要 (P26 参考資料 2 を参照し、詳細説明書に記載した背景、目的、製品又はビジネスモデル(以下「製品等」という。)の開発プロセス及び製品等について分かりやすく記載して下さい。)

1.2 技術的特長 (P26 参考資料 2 を参照し、詳細説明書に記載した製品等の技術的特長 (②先進性・独創性、③省エネルギー性 ③省資源性・リサイクル性、④市場性・経済性、⑤環境保全性・安全性) について分かりやすく記載して下さい。)

2. 詳細説明書 (8 ページ以内)

2.1 開発の背景及び目的 (製品等開発の背景、解決すべき課題、達成すべき目的について記載して下さい。)

2.2 開発プロセス (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

製品・ビジネスモデル (以下「製品等」という。) 開発における背景、企画・立案ステージから市場投入ステージまでの開発プロセスについて、製品等コンセプトの創出、開発体制、新しい発想や創意工夫した点、困難に直面したときの対応策及びリードタイムの短縮等可能な範囲で訴求したい事項を整理し、分かりやすく記載して下さい。

2.3 製品等の詳細(図表等を用いて、製品等の構成を示し、開発した新技術等により省エネ性向上等を図ることができた等を分かりやすく記載して下さい。)

2.4 技術的特長

① 先進性・独創性 (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

製品等において、目的を達成するために新たな視点に立った従来技術の改良・改善及び新原理、新技術の導入によって、従来技術より先行した技術の要点等を記載して下さい。なお、自社技術の特色を活かし、新部材等を新たな分野に応用して、従来に比べて優れた省エネ効果を発揮した技術のキーポイント等を記載しても構いません。あるいは、既存の製品、資材・部品等を組合せ、従来の製品等と比較して特段の省エネ効果を発揮する代替技術等を記載することも可能です。

② 省エネルギー性 (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

- イ. 製品等の仕様は、表形式で、型式別に仕様、機能、省エネ性能(エネルギー消費量、エネルギー消費効率、エネルギー削減量、CO₂等温室効果ガス削減量等)等が分かるように記載して下さい。
- ロ. 他社同等品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている他社同等品の最新の公表値を入手して定量的に比較し、他社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ハ. 自社従来品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている自社同等品と定量的に比較し、自社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ニ. 製品等が省エネ法のトップランナー特定機器又は国際エネルギースタープログラム機器に該当する場合、製品等の省エネ基準達成率を記載して下さい。
- ホ. 必ず、省エネ性能の表示値の根拠資料(規格、基準等)を明示して下さい。なお、製品等の省エネ性能について、測定方法や表示値の基準等が確立していない場合でも、製品等に対するエネルギー消費効率の測定方法、性能判断基準等を明示して、測定値とカタログ表示値の信頼性(相関性)を明確にして下さい。

備考：所定枚数内で表現しきれない場合は、補足資料等(4枚以内)の添付を可能とします。(応募申請書類作成要領(7ページ)3.参照)

(注1) エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げる URL の換算係数を使用して下さい。

省エネ法 A to Z - エネルギー計算システム

(<http://www.enecho-shoeneho.jp/support/enekaku-setubi.html#point/calc.html>)

(注2) 電気事業者別の CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

電気事業者別の CO₂ 排出係数(2009年度実績)(平成22年12月27日公表)

(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/list_ef_eps.pdf)

(注3) CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/itiran.pdf>)

③ **省資源性・リサイクル性** (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

製品等の材料削減、軽量化(金属からプラスチック等への使用部材の変更等)等による製品を製造するための省資源性と製品等が廃棄される時、製品等から資材・部品等を回収してリサイクルできるように配慮した点やリサイクルできる割合及び廃棄処分される割合等を定量的に記載して下さい。また、貴社における省資源、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に対する取組等について、製品等にどのように反映しているかについて記載して下さい。

④ **市場性・経済性** (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

市場規模に対する生産台数の予測及び応募時点の製品等の販売実績等の市場における優位性、従来の類似製品等と比較して、機能追加等により新たなニーズを喚起するような商品性、費用対効果等の経済性等について優れた点を定量的に記載して下さい。

⑤ **環境保全性・安全性** (P26 参考資料 2 記載要領を参照して記載して下さい。)

製造過程における薬品や有害排気等の有無と処理、温室効果ガス排出削減量等の環境を保全するための工夫や製品等の使用時における騒音や安全に対する工夫、製品等の不適合発生時の是正処置の方法等を記載して下さい。

また、貴社における環境への取組 (ISO14000 の取得等) あるいは、環境への取組に対する優秀工場等の表彰があれば、記載して下さい。

2.5 **特許等、受賞歴、発表** (本開発製品等に関する特許の出願、取得状況、表彰等の外部評価及び学会、新聞等への発表状況を記載して下さい。)

平成 年 月 日

応募要件確認書

応募テーマ名 : _____

平成 23 年度省エネ大賞の応募内容について

応募対象について

1. 他の特許等の侵害及び係争中
2. 本事業の目的を損なうような行為、又は虚偽の記載等不正行為はなく、法令遵守していることを申告します。

(応募者) 住所 〒
会社名等
代表者
(氏名) (印)

* 2 社以上の場合は、下記へ併記してそれぞれ捺印して下さい。

平成 23 年度 省エネ大賞

応募予定票

平成 23 年 月 日

財団法人 省エネルギーセンター

会長 南 直哉 殿

(代表応募者) 住 所

会 社 名 等

代 表 者

(氏名)

平成 23 年度 省エネ大賞に応募を予定し、下記の応募申請書類を準備中です。

応募テーマ名：

概要：(応募内容を 300 字程度に簡潔明瞭に記載)

応募区分	1) 省エネ事例部門 ()
	2) 製品・ビジネスモデル部門 ()
※該当する応募区分に○印を記載	

連絡先

氏名

部署、役職名

TEL

FAX

E-mail

送付先：(財)省エネルギーセンター

省エネ大賞事務局

E-mail : taisho@eccj.or.jp、

FAX : 03-5543-3021

受付年月日：

事務局記載：

平成 23 年 月 日

省エネ事例部門 評価項目の記載要領

① 先進性・独創性

当該項目は、工場、事業場等の活動が、省エネルギーに関わる斬新的で独創性に富んだ取組であることを評価します、他の取組とは異なる点、従来の発想とは異なる点を中心に記載して下さい。

② 省エネルギー性

当該省エネルギーに関する取組による省エネルギー量及び当該取組前後のエネルギー消費量の変化の度合い（削減率）が分かるよう、可能な限り、定量的に記載して下さい。正確に定量的に記載されているものを、適切なエネルギー管理がなされているものと捉え、より高く評価します。

ESCO 事業の場合は、契約方式、ESCO 契約年数、省エネルギー量（保障値と実績値）を記載して下さい。

（注 1）エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げる URL の換算係数を使用して下さい。

省エネ法 A to Z - エネルギー計算システム

(<http://www.enecho-shoeneho.jp/support/enekaku-setubi.html#point/calc.html>)

（注 2）電気事業者別の CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

電気事業者別の CO₂ 排出係数（2009 年度実績）（平成 22 年 12 月 27 日公表）

(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/list_ef_eps.pdf)

（注 3）CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/itiran.pdf>)

③ 汎用性・波及性

当該項目は、当該取組が他の組織でも活用できる普遍的な取組であり、同業種のみならず、他業種でも活用でき、また、経済的メリットがあるかが評価ポイントです。

どのような組織でも汎用可能な取組であり、費用対効果に優れていることについて、可能な限り、定量的（設備の改修等の場合は投資回収年数等の数値）に記載して下さい。

④ 改善持続性

当該項目は、エネルギー消費実態を把握して管理標準等の継続的な改善活動（PDCA サイクルによるスパイラルアップ等）の実施によるエネルギー消費量削減成果、改善内容が評価ポイントです。当該取組の実施期間とそれによる成果（省エネルギー性に関しては、②以外の、従業員の意識の変化等当該取組により付随して生じた成果を記載して下さい。）と今後の中長期的な計画（高い数値目標とその実現可能性）等について記載して下さい。

（以下地区発表大会における評価項目）

⑤ プレゼンテーション技術

応募内容説明書、地区発表大会資料（パワーポイントで作成された発表資料）は、図、グラフ、写真等を活用し、不整合なく分かりやすく定量的に表現して下さい。また、地区発表大会では、所定時間内で発表して下さい。

製品・ビジネスモデル部門 評価項目の記載要領

① 開発プロセス

製品・ビジネスモデル（以下「製品等」という。）開発における背景、企画・立案ステージから市場投入ステージまでの開発プロセスについて、製品等コンセプトの創出、開発体制、新しい発想や創意工夫した点、困難に直面したときの対応策及びリードタイムの短縮等可能な範囲で訴求したい事項を整理し、分かりやすく記載して下さい。参考用として開発プロセスの一例を次に掲げます。

（開発プロセスの一例）

1. 自社保有シーズの評価（自社保有シーズの評価、技術進歩の予測）
2. 市場ニーズの把握（顕在化ニーズの調査、潜在ニーズの発見）
3. 製品コンセプトの創出（市場ニーズと自社保有シーズの摺合せによる実現可能な製品化の方向性を検討）
4. 計画の立案（製品コンセプトの具現化、競合他社との差別化、事業性の検討、基本計画の策定、経営資源の確認）
5. 組織の編成と運営（プロジェクトチームの編成、役割分担、部門間調整）
6. 実行（製品アーキテクチャーの検討、製品及び要素技術の開発・設計・試作・実験、量産化）
7. 市場投入（発売準備、新製品のPR活動）

（製品等の技術的特長）

② 先進性・独創性

製品等において、目的を達成するために新たな視点に立った従来技術の改良・改善及び新原理、新技術の導入によって、従来技術より先行した技術の要点等を記載して下さい。なお、自社技術の特色を活かし、新部材等を新たな分野に応用して、従来に比べて優れた省エネ効果を発揮した技術のキーポイント等を記載しても構いません。あるいは、既存の製品、資材・部品等を組合せ、従来の製品等と比較して特段の省エネ効果を発揮する代替技術等を記載することも可能です。

③ 省エネルギー性

- イ. 製品等の仕様は、表形式で、型式別に仕様、機能、省エネ性能（エネルギー消費量、エネルギー消費効率、エネルギー削減量、CO₂等温室効果ガス削減量等）等が分かるように記載して下さい。
- ロ. 他社同等品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている他社同等品の最新の公表値を入手して定量的に比較し、他社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ハ. 自社従来品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている自社同等品と定量的に比較し、自社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ニ. 製品等が省エネ法のトップランナー特定機器又は国際エネルギースタープログラム機器に該当する場合、製品等の省エネ基準達成率を記載して下さい。
- ホ. 必ず、省エネ性能の表示値の根拠資料（規格、基準等）を明示して下さい。なお、製品等の省エネ性能について、測定方法や表示値の基準等が確立していない場合でも、製品等に対するエネルギー消費効率の測定方法、性能判断基準等を明示して、測定値とカタログ表示値の信頼性（相関性）を明確にして下さい。

（注 1）エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げる URL の換算係数を使用して下さい。

省エネ法 A to Z - エネルギー計算システム

(<http://www.enecho-shoeneho.jp/support/enekaku-setubi.html#point/calc.html>)

（注 2）電気事業者別の CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

電気事業者別の CO₂ 排出係数（2009 年度実績）（平成 22 年 12 月 27 日公表）

(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/list_ef_eps.pdf)

（注 3）CO₂ の排出係数は、環境省 経済産業省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/itiran.pdf>)

④ 省資源性・リサイクル性

製品等の材料削減、軽量化(金属からプラスチック等への使用部材の変更等)等による製品を製造するための省資源性と製品等が廃棄される時、製品等から資材・部品等を回収してリサイクルできるように配慮した点やリサイクルできる割合及び廃棄処分される割合等を定量的に記載して下さい。また、貴社における省資源、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に対する取組等について、製品等にどのように反映しているかについて記載して下さい。

⑤ 市場性・経済性

市場規模に対する生産台数の予測及び応募時点の製品等の販売実績等の市場における優位性、従来の類似製品等と比較して、機能追加等により新たなニーズを喚起するような商品性、費用対効果等の経済性等について優れた点を定量的に記載して下さい。

⑥ 環境保全性・安全性

製造過程における薬品や有害排気等の有無と処理、温室効果ガス排出削減量等の環境を保全するための工夫や製品等の使用時における騒音や安全に対する工夫、製品等の不適合発生時の是正処置の方法等を記載して下さい。また、貴社における環境への取組(ISO14000の取得等)あるいは、環境への取組に対する優秀工場等の表彰があれば、記載して下さい。

(以下地区発表大会における評価項目)

⑦ プレゼンテーション技術

応募内容説明書、地区発表大会資料(パワーポイントで作成された発表資料)は、図、グラフ、写真等を活用し、不整合なく分かりやすく定量的に表現して下さい。また、地区発表大会では、所定時間内で発表して下さい。

省エネ大賞ホームページ
(<http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html>)

財団法人 省エネルギーセンター

本部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-19-9 ジオ八丁堀
TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021

北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2-2 北海道経済センタービル
TEL. 011-271-4028 / FAX. 011-222-4634

東北支部

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3-7-1 電力ビル本館
TEL. 022-221-1751 / FAX. 022-221-1752

東海北陸支部

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-23-28 イトービル
TEL. 052-232-2216 / FAX. 052-232-2218

北陸支所

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル
TEL. 076-442-2256 / FAX. 076-442-2257

近畿支部

〒530-0057 大阪市北区曾根崎 1-2-6 新宇治電ビル
TEL. 06-6364-8965 / FAX. 06-6365-8990

中国支部

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-20 井上ビル
TEL. 082-221-1961 / FAX. 082-221-1968

四国支部

〒760-0026 高松市磨屋町 8-1 富士火災高松ビル
TEL. 087-826-0550 / FAX. 087-826-0555

九州支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-11-5 アサコ博多ビル
TEL. 092-431-6402 / FAX. 092-431-6405